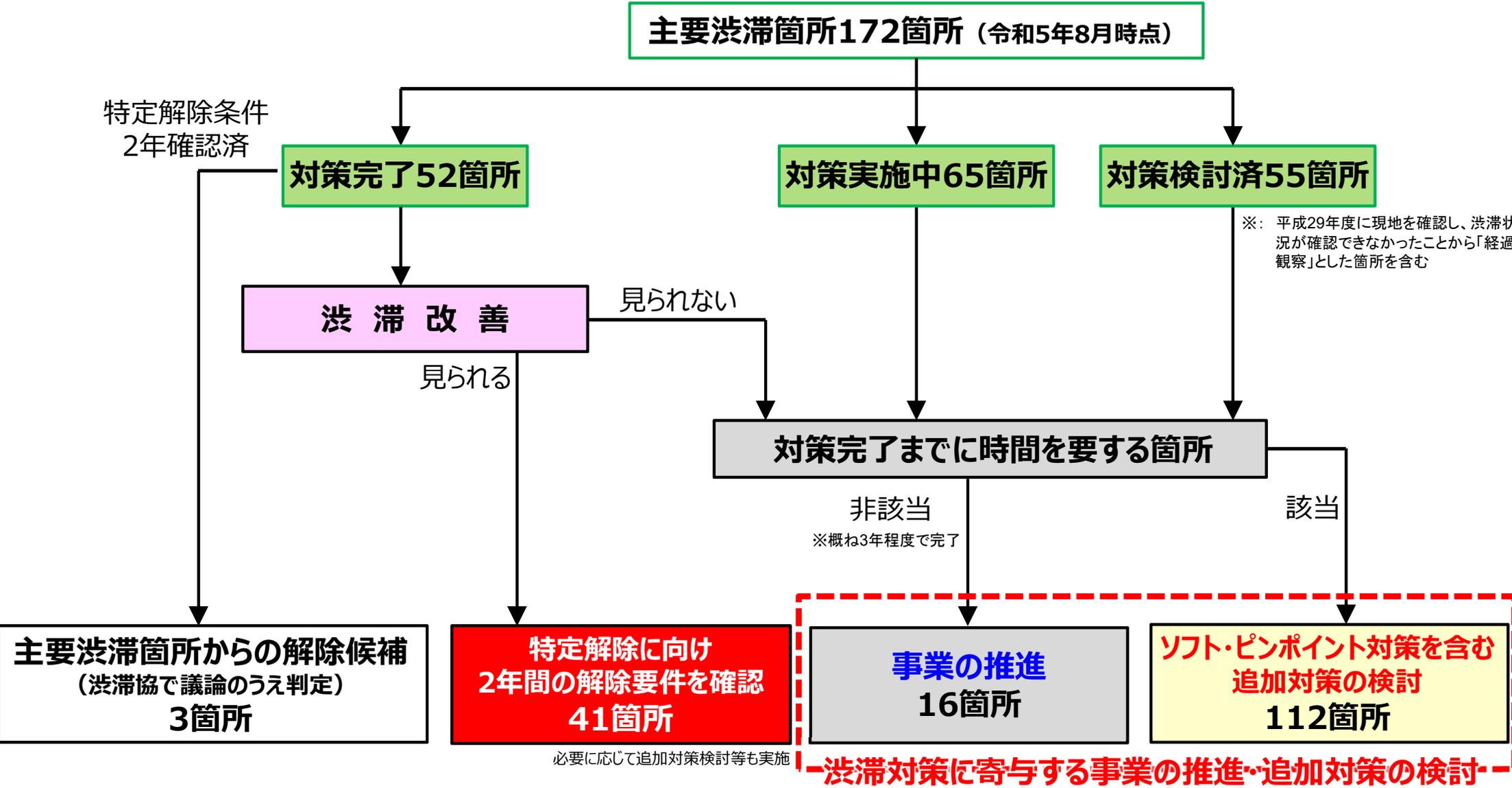


今年度の渋滞対策検討の進め方

令和5年8月31日

1. 今年度の対策検討の流れ

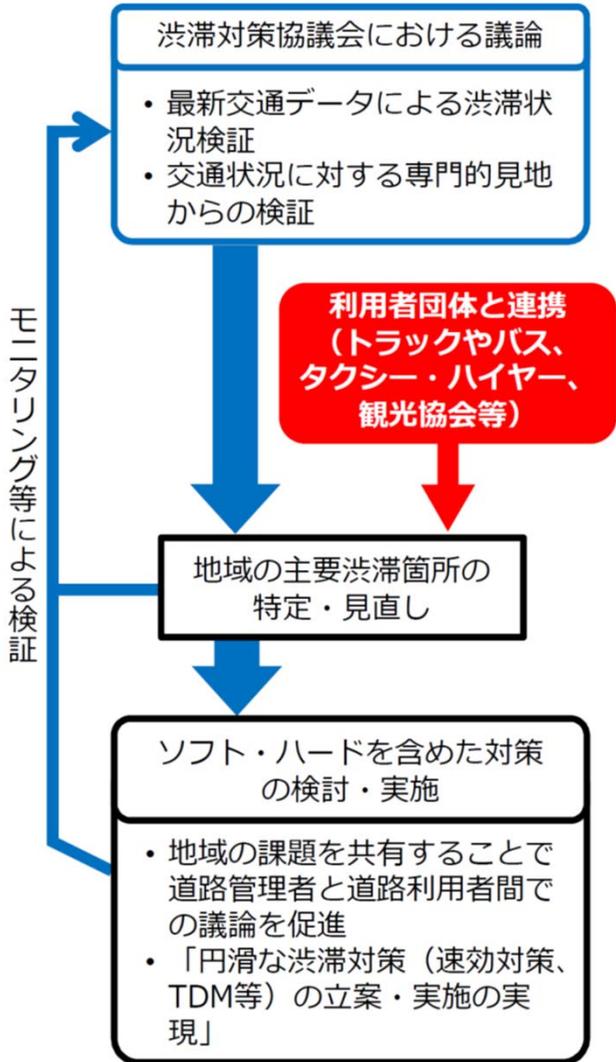
- 兵庫県の主要渋滞箇所については、平成29年度に202箇所全てにおいて対策検討済み(※)であり、平成30年度からは各道路管理者において「事業化の推進」および追加対策を含む対策検討を行ってきた。
- 引き続き、渋滞改善の見られない主要渋滞箇所128箇所に対して渋滞改善に寄与する事業の推進と、追加対策の検討を行っていく。



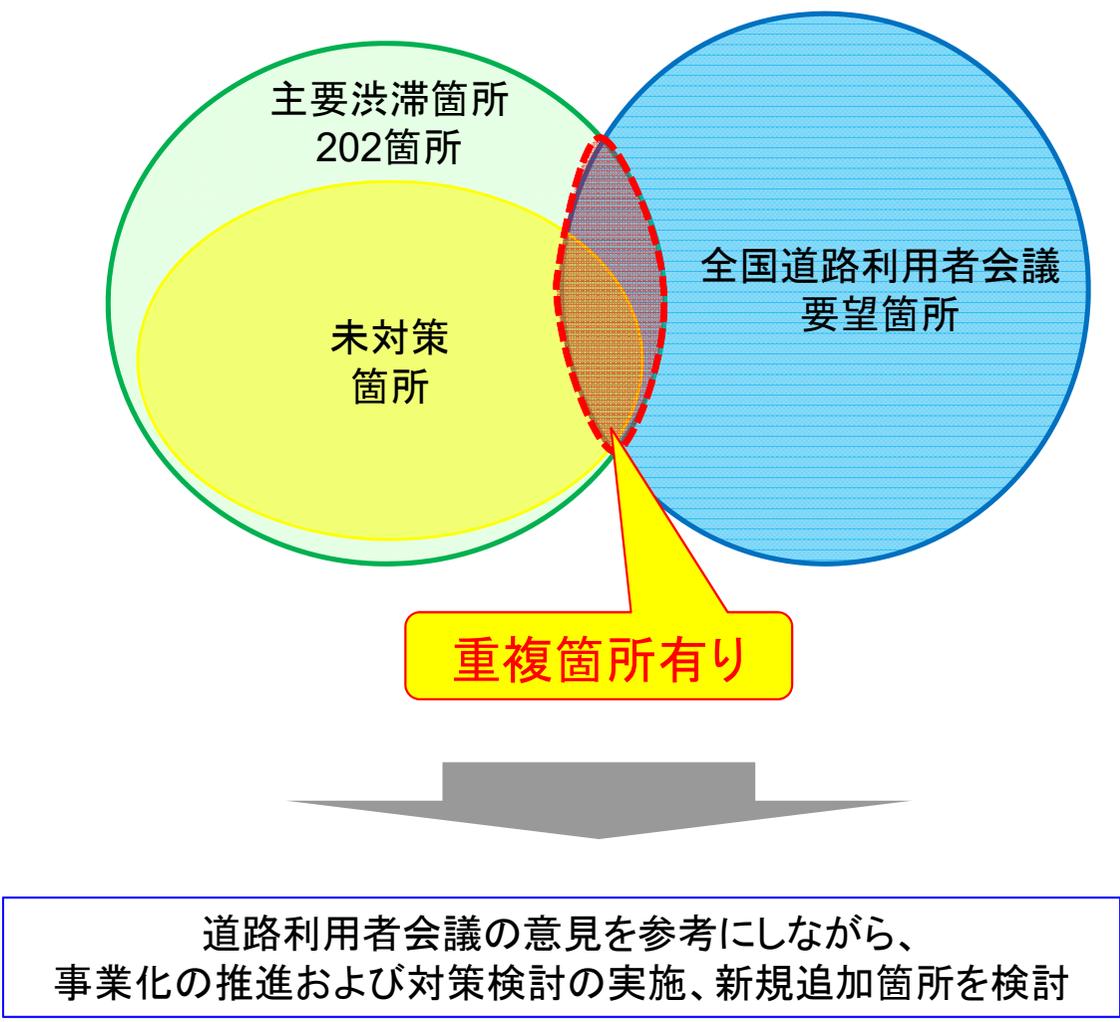
2. 全国道路利用者会議からの要望対応

- ▶トラックやバス事業者等で構成される全国道路利用者会議と連携し、全国道路利用者会議から提出された「道路整備促進に対する要望書」の中に挙げられている渋滞箇所を参考にしながら、対策実現に向けた検討を引き続き実施していく。
- ▶主要渋滞箇所以外の要望箇所についても、主要渋滞箇所への新規追加を検討し、渋滞対策の加速を図る。(資料4-2参照)

<トラック・バス等の利用者団体との連携について>



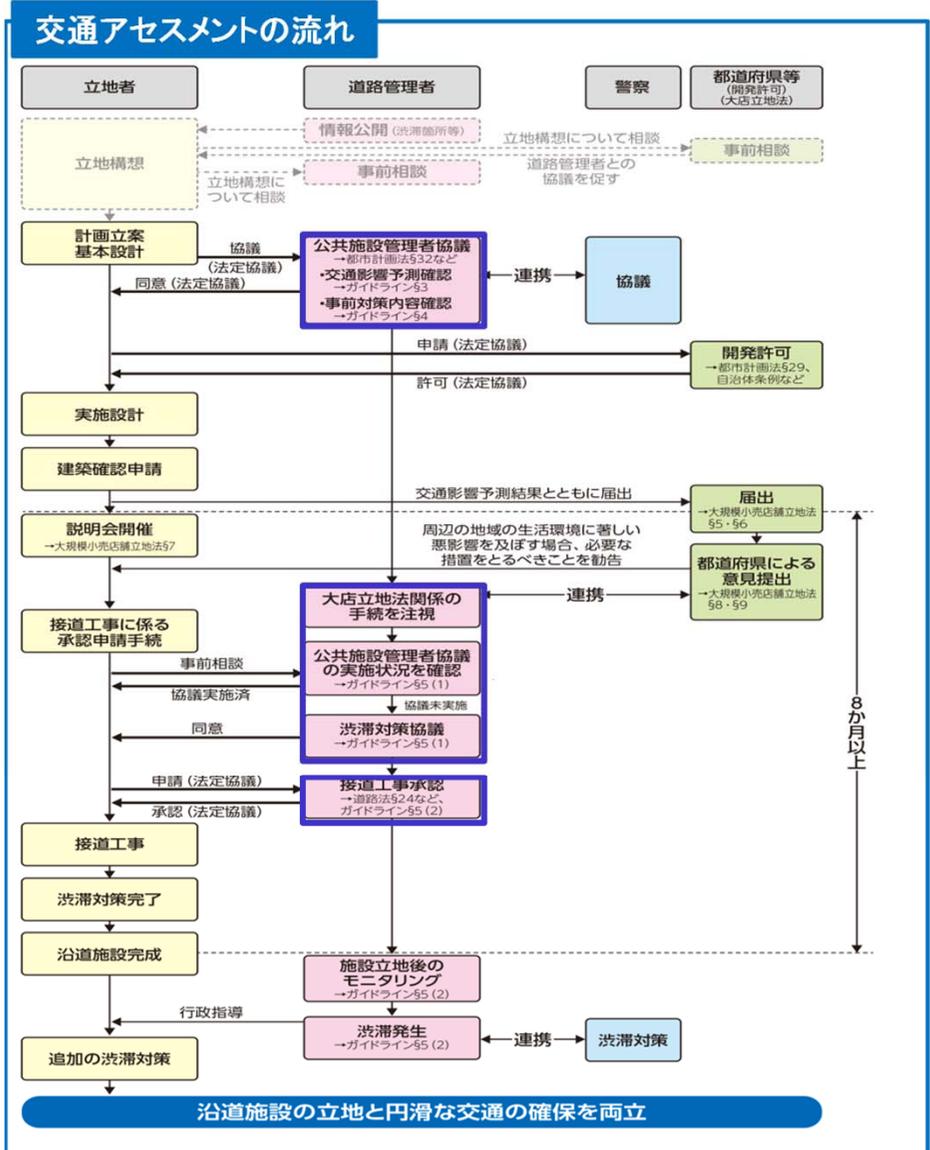
<全国道路利用者会議からの要望箇所への対応>



出典: 令和5年度 近畿地方整備局予算について (令和5年3月 国土交通省 近畿地方整備局)

3. 道路交通アセスメント制度の運用について

- ▶ 令和2年1月より、重要物流道路における円滑な交通の確保を図るため、施設立地者に対して、道路交通アセスメントの実施を求める「道路交通アセスメントガイドライン」の運用を開始。
- ▶ 協議の輻輳等により立地者に過度の負担が生じないよう適切な運用を図るため、自治体等と道路管理者が密に連携し、自治体関係部局や関係業界の事業者等との協力により効果的な渋滞対策を講じるとともに、立地後は本協議会も活用したモニタリングを推進する。



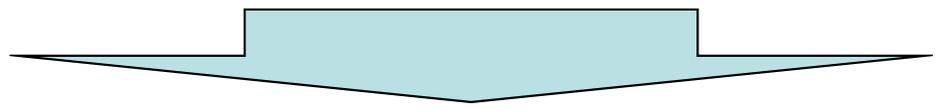
- ## ガイドラインの概要
- [対象施設]**
重要物流道路（直轄）の沿道に立地を予定している施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる全ての要件を満たすもの。
- 次のア又はイに掲げる条件のいずれかに該当するもの
 - ア 小売業を行うための店舗（店舗面積1,000㎡を超えるもの）
 - イ 当該施設の延床面積が20,000㎡以上のもの（集合住宅を除く。）
 - 立地に際し、都市計画法第32条、条例等に基づき、道路管理者に対する協議（法定協議）が必要とされていること
 - 半径2km以内の重要物流道路上に主要渋滞箇所が存在すること
 - 立地に際し、道路法第24条に基づく乗入れ工事の承認申請を予定しているもの
- [交通影響予測]**
対象施設の法定協議において、施設規模を踏まえて適切な予測手法により交通影響予測を実施し、結果を提出。
- [渋滞対策]**
交通影響予測の結果、予測範囲内の重要物流道路上の主要渋滞箇所において交通流の悪化が認められる場合や、新たな渋滞箇所の発生が認められた場合は、所要の渋滞対策を実施。
- [乗入れ工事の承認申請時]**
対象施設に係る乗入れ工事の承認申請時には、法定協議が実施されていること（同意していること）を確認。万一、法定協議を実施していない場合には、協議を実施し、申請者と道路管理が合意したのちに承認
- [乗入れ工事の承認時]**
承認を行う際、対象施設の立地後に渋滞等が生じた場合には、更なる渋滞対策を講じる必要がある旨を文書で付記。
- [対象施設の立地後の対応]**
立地後、交通状況の悪化が生じていないか確認し、悪化している場合には、協議の上、所要の渋滞対策を実施。
- [関係機関との連携]**
計画立案の初期段階から適切に協議が行われるよう、自治体担当部局など関係機関との連携を強化。
- [渋滞箇所等の情報公開]**
立地者が施設立地箇所の検討段階から渋滞箇所等の情報を参照できるよう情報公開に努める。

4. TDM施策について

- 兵庫県内では2箇所ではTDM施策を推進中。
- TDMの取組みについては、地域検討WGなどを積極的に活用しながら検討を進めていく。

■令和5年度時点の県内のTDM実施状況

TDM実施エリア	所在地	実施内容（案）	実施状況
(主) 神戸三田線 (平野・水呑・皆森交差点)	神戸市 中央区 北区	<ul style="list-style-type: none">• 広報啓発による時差出勤• 相乗り・在宅勤務等の推奨による交通需要抑制	<ul style="list-style-type: none">• 神戸市HPで検討について公表済• 横断幕やHPを活用した時差利用の広報啓発は既に実施済
一般国道176号 宝塚市域 (宝塚歌劇場前交差点)	宝塚市	<ul style="list-style-type: none">• 案内看板の設置による迂回誘導	<ul style="list-style-type: none">• 案内看板を設置済• 令和3年度の渋滞調査で効果が発現していないことを確認。• 令和4年度阪神地域検討WGで追加対策を検討し、宝塚市で実施に向け検討中



TDM施策はWG等を活用しつつ、引き続き県内全域で検討を推進

5. 2025年大阪・関西万博にむけた兵庫地区渋滞対策協議会の対応について

➤2025年に開催される大阪・関西万博の来場者輸送を円滑なものとするとともに、一般交通への影響低減を図るため、「大阪・関西万博関連交通対応検討部会(仮称)」を本協議会の下部組織として設置し、兵庫県内の道路交通対策検討を行う。

兵庫地区渋滞対策協議会

〈構成員〉

兵庫県道路利用者協会、兵庫県商工会議所連合会、(公社)ひょうご観光本部、国土交通省近畿地方整備局、国土交通省神戸運輸監理部、兵庫県警察本部、兵庫県、神戸市、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

兵庫地区渋滞対策協議会 幹事会

阪神地域検討ワーキンググループ

- (道路管理者)
 - ・兵庫国道事務所
 - ・兵庫県(本庁、県民局、県民センター)
 - ・神戸市(建設事務所)
 - ・西日本高速道路株式会社
 - ・阪神高速道路株式会社
- (交通管理者)
 - ・兵庫県警察本部
 - ・警察署
- (運輸局)
 - ・神戸運輸監理部
- (基礎自治体)
 - ・市町
- (民間団体)
 - ・道路利用者協会、商工会、観光本部など
- (交通事業者)
 - ・バス事業者、タクシー事業者 など

播磨地域検討ワーキンググループ

- (道路管理者)
 - ・姫路河川国道事務所
 - ・兵庫県(本庁、県民局、県民センター)
 - ・西日本高速道路株式会社
- (交通管理者)
 - ・兵庫県警察本部
 - ・警察署
- (運輸局)
 - ・神戸運輸監理部
- (基礎自治体)
 - ・市町
- (民間団体)
 - ・道路利用者協会、商工会、観光本部など
- (交通事業者)
 - ・バス事業者、タクシー事業者など

但馬地域検討ワーキンググループ

- (道路管理者)
 - ・豊岡河川国道事務所
 - ・兵庫県(本庁、県民局)
- (交通管理者)
 - ・兵庫県警察本部
 - ・警察署
- (運輸局)
 - ・神戸運輸監理部
- (基礎自治体)
 - ・市町
- (民間団体)
 - ・道路利用者協会、商工会、観光本部など
- (交通事業者)
 - ・バス事業者、タクシー事業者など

大阪・関西万博関連交通対策検討部会(仮称)

- (道路管理者)
 - ・兵庫国道事務所
 - ・兵庫県(本庁)
 - ・神戸市
 - ・西日本高速道路株式会社
 - ・阪神高速道路株式会社
- (交通管理者)
 - ・兵庫県警察本部
- (基礎自治体)
 - ・尼崎市
 - ・西宮市
 - ・芦屋市
- (大阪・関西万博 主催者)
 - ・(公社)2025年日本国際博覧会協会

今年度より
新設

6. 今年度のスケジュール(案)

兵庫地区渋滞対策協議会

【令和5年7月】

第1回幹事会

- ・主要渋滞箇所の追加箇所選定手法

【令和5年8月】 ※本日

第1回兵庫地区渋滞対策協議会

- ・主要渋滞箇所の特定解除
- ・今年度の渋滞対策の進め方
- ・主要渋滞箇所の追加選定手法

【令和5年12月-1月】

第2回幹事会

- ・主要渋滞箇所の追加箇所について

【令和6年1-2月】

第2回兵庫地区渋滞対策協議会

- ・主要渋滞箇所の追加箇所について
- ・主要渋滞箇所の特定解除

地域検討ワーキンググループ

【令和5年9月以降】

令和5年度第1回
地域検討WG

令和5年度第2回
地域検討WG

合同現地検討会

令和5年度第3回
地域検討WG

【開催時期未定】

大阪・関西万博
関連交通
対策検討部会 (仮称)